

第 1 4 8 号議案

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

足立区印鑑条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（足立区の情報システムと通信回線で接続された民間事業者が多種多様なサービスを提供する機能を有する端末として設置するもので、証明書等を交付する機能を有するものをいう。）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を利用し暗証番号を入力することにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。

第 1 8 条に次の 1 項を加える。

- 4 前項に規定する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。

付 則

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 8 号。以下「整備法」という。）附則第 3 号に掲げる規定の施行の日（平成 2 8 年 1 月 1 日）から施行する。

2 この条例の施行の際現に整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の4第3項の規定により住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る印鑑登録の証明については、なお従前の例による。

（提案理由）

個人番号カードの利用による印鑑登録の証明の申請について定める必要があるので、この条例案を提出いたします。